

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正
処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・小石川税務署長

平成20年7月8日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年7月19日判決、本資料256号—211・順号10471）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年12月4日判決、本資料257号—231・順号10840）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年7月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 藤田 宙靖

裁判官	堀籠	幸男
裁判官	田原	睦夫
裁判官	近藤	崇晴

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上記 3 名訴訟代理人弁護士	佐藤 健二ほか
被上告人兼相手方	小石川税務署長 本田 実
同指定代理人	小茄子川 栄治